鹿児島県公報

平成26年1月28日(火)第2977号



発 行 鹿 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

次 目

(※については例規集登載事項)

ページ

示

- ○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧
- ○肥料の登録の有効期間の更新
- ○県営土地改良事業の工事の完了(8件)
- ○基本測量の終了
- ○公共測量の実施
- ○道路の区域の変更
- ○土砂災害警戒区域の指定
- ○土砂災害特別警戒区域の指定
- ○都市公園の供用の開始

- (水産振興課取扱い) 1
- (食の安全推進課取扱い) 1
 - (農地整備課取扱い) 2
 - (監理課取扱い)3
 - (監理課取扱い)3
 - (道路維持課取扱い) 3
 - (砂防課取扱い) 3
 - (砂防課取扱い) 5
 - (都市計画課取扱い) 6
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 (南薩地域振興局取扱い) 6

サービス事業者の指定

告 小

○平成25年度行政書士試験合格者公告

(市町村課取扱い) 6 公安委員会告示

○遊技機の型式の検定の告示

(生活環境課取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第64号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補 償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出 があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成26年1月28日から同年2月11日まで鹿屋市漁業協 同組合事務所において縦覧に供する。

平成26年1月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 発起人の住所及び氏名

鹿屋市古江町7430番地17 大窪輝幸 鹿屋市古江町7267番地 中村輝見 鹿屋市古江町609番地17 八木拓一

2 加入区

鹿屋加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 鹿屋市漁業協同組合

鹿児島県告示第65号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の 有効期間を更新した。

平成26年1月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎 生 産 業 者 更新後の 登録番 肥料の種 肥料の名 登録の有 保証成分量(%) その他の規格 氏名又は 類 住 所 名称 効期限 平成29年 混合有機 八ツ目鰻 窒素全量 含有を許される有 株式会社 東京都杉 鹿児島 5. 0 県肥第 1月17日 質肥料 魚粉ボカ りん酸全量 4.0 害成分の最大量及 タリサイ 並区荻窪 1192号 加里全量 1.0 びその他の制限事 四丁目21 項は公定規格のと 番12号 おり

鹿児島県告示第66号

土地改良事業県営畑地帯総合整備(担い手育成型)(区画整理) 亀徳地区第一換地区の工事は、平成21年3月23日に完了した。

平成26年1月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第67号

土地改良事業県営畑地帯総合整備(担い手育成型)(区画整理) 亀徳地区第二換地区の工事は、平成21年3月23日に完了した。

平成26年1月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第68号

土地改良事業県営農地整備(畑地帯担い手支援型) (旧:畑地帯総合整備) (農業用用排水施設整備及び土層改良) 出花地区の工事は、平成24年1月5日に完了した。

平成26年1月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第69号

土地改良事業県営中山間地域総合整備(区画整理)沖永良部地区伊延換地区の工事は,平成23年7月8日に完了した。

平成26年1月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第70号

土地改良事業県営中山間地域総合整備(区画整理)沖永良部地区上城換地区の工事は、平成23年6月9日に完了した。

平成26年1月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第71号

土地改良事業県営中山間地域総合整備(区画整理)沖永良部地区屋子母換地区の工事は、平成22年2月25日に完了した。

平成26年1月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第72号

土地改良事業県営中山間地域総合整備(区画整理)沖永良部地区第二屋子母換地区の工事は,平成21年3月13日に完了した。

平成26年1月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第73号

土地改良事業県営中山間地域総合整備(区画整理)沖永良部地区徳時換地区の工事は,平成 22年3月5日に完了した。

平成26年1月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第74号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成25年6月21日鹿児島県告示第719号で告示した基本測量の実施は、平成26年1月14日終了した旨の通知があった。

平成26年1月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第75号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、 霧島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年1月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の期間 平成26年1月16日から同年3月6日まで
- 3 作業の地域 霧島市溝辺町麓地内

鹿児島県告示第76号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更 した。

なお,区域を表示した図面は、平成26年1月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年1月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路				変更	敷地の幅員	動物の延長
0	路線	名	変更の区間	前後	数地の幅貝 (メートエ)	敷地の延長 (メートル)
種類				の別	$(\mathcal{I} - \mathcal{I})$	$(\mathcal{A} - \mathcal{A} \mathcal{D})$
国道	58号		奄美市名瀬浦上町52番5地	前	39.2~47.6	31. 4
			先から59番81地先まで	後	39.2~47.6	31. 4

鹿児島県告示第77号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお, 土砂災害警戒区域の表示については, 次の図のとおりとする。

平成26年1月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生														
原因となる自然	市町村名		土	砂	災	害	警	戒	区	域	\mathcal{O}	名	称	
現象の種類														
急傾斜地の崩壊	志布志市	急•	川路	\$1,	急•	仮屋	10,	急·	仮屋	11, :	急・値	仮屋:	8,急	!
		馬場	景5,	急•	河床	€1,	急•	狩川	4,	急•	川西	1, 1	急・川	西
		2,	急•	畑木	寸釘 1	,急	• 炬	村釘	2,	急・)	京ノ	峯 1,	急•	有

		野1,急・内ノ野1,急・内ノ野2,急・内ノ野3,急・ 内ノ野4,急・内ノ野5,急・内ノ野6,急・内ノ野7, 急・久保園1,急・狩川5,急・狩川6,急・内ノ野8, 急・内ノ野9,急・畑村釘3,急・内ノ野10,急・河床2, 急・河床3,急・野久尾1,急・野久尾2,急・野久尾3, 急・野久尾4,急・仮屋9,急・和田上1,急・和田上2, 急・稲付1,急・稲付2,急・前田5,急・上村1,急・ 上村2,急・高吉1,急・高吉2,急・上苑1,急・苑田 1,急・平1,急・平2,急・坂ノ上1,急・山ノ上1, 急・通山1,急・前畑4,急・野吉4,急・小松6,急・ 小松7,急・小松8,急・野吉5,急・西原迫2,急・小 松9,急・前畑5,急・宇中1,急・下段1,急・水頭2,
		急・水頭3,急・小原1,急・迫1,急・藤木1,急・高吉3,急・高吉4,急・坂ノ上2,急・平3,急・小松10,急・前畑3,急・金丸1,急・金丸2,急・金丸3,急・金丸4,急・金丸5,急・小松2,急・山ノ後1,急・山ノ前1,急・小松3,急・大園1,急・大園2,急・上大園1,急・上大園2,急・金丸6,急・下水流1,急・牧1,急・牧2,急・牧ノ上1,急・仕明1,急・水頭1,急・西田1,急・畦原1,急・西ノ堀1,急・清水4,急・有木1,急・有木2,急・前田4,急・池川1,急・小松4及び急・小松5
	肝付町	急・倉1,急・倉2,急・津代1,急・鍋浦1,急・尾方前1,急・尾方前2,急・尾方前3,急・尾方前4,急・川原瀬1,急・尾方前5,急・鍋浦2,急・鍋浦3,急・白木1,急・倉3,急・倉4,急・丸山1,急・山ノ口1,急・山ノ口2,急・平岩1,急・港山添1,急・尾方前6,急・大平見1,急・乙田1,急・乙田2,急・小野1,急・五橋1,急・乙田3,急・大平見2,急・大平見3,急・吉重1,急・上原1,急・上原2,急・上原3,急・上原4,急・上原5,急・五橋2,急・五橋3,急・大平見4,急・上原6,急・上原7,急・上原8,急・上原9,急・乙田4,急・吉重2,急・乙田5,急・上原10,急・上原11及び急・ふれあいの森1
土石流	志布志市	土・畑村釘1, 土・畑村釘2, 土・畑村釘3, 土・畑村釘4, 土・畑村釘5, 土・畑村釘6, 土・内ノ野1, 土・内ノ野2, 土・内ノ野3, 土・山ノ前1, 土・山ノ前2, 土・山ノ前3及び土・西田1
	肝付町	土・鍋浦1, 土・鍋浦2, 土・鍋浦3, 土・白木1, 土・ 尾方前1, 土・尾方前2, 土・倉1, 土・丸山1, 土・山 ノ口1, 土・平岩1, 土・港山添1, 土・上ノ小野1, 土・ 港山添2, 土・尾方前3, 土・尾方前4, 土・川原瀬1, 土・五橋1, 土・五橋2, 土・乙田1, 土・大平見1, 土・ 乙田2, 土・乙田3, 土・乙田4, 土・大平見2, 土・吉 重1, 土・吉重2, 土・吉重3, 土・吉重4, 土・侍金1, 土・侍金2, 土・上原1, 土・侍金3, 土・侍金4, 土・ 五橋3, 土・乙田5及び土・侍金5

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川 港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第78号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成26年1月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

上が公生の数件		
土砂災害の発生		
原因となる自然	市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称
現象の種類		
急傾斜地の崩壊	志布志市	急・川路1,急・仮屋10,急・仮屋11,急・仮屋8,急・
	10.111.00.111	
		馬場 5 , 急・河床 1 , 急・狩川 4 , 急・川西 1 , 急・川西
		2,急・畑村釘1,急・畑村釘2,急・京ノ峯1,急・有
		野1, 急・内ノ野1, 急・内ノ野2, 急・内ノ野3, 急・
		内ノ野4, 急・内ノ野5, 急・内ノ野6, 急・内ノ野7,
		急・久保園1,急・狩川5,急・狩川6,急・内ノ野8,
		急・内ノ野 9, 急・畑村釘 3, 急・内ノ野10, 急・河床 2,
		急・河床3,急・野久尾1,急・野久尾2,急・野久尾3,
		急・野久尾4,急・仮屋9,急・和田上1,急・和田上2,
		急・稲付1,急・稲付2,急・前田5,急・上村1,急・
		上村2,急・高吉1,急・高吉2,急・上苑1,急・苑田
		1, 急・平1, 急・平2, 急・坂ノ上1, 急・山ノ上1,
		急・通山1,急・前畑4,急・野吉4,急・小松6,急・
		小松 7 , 急・小松 8 , 急・野吉 5 , 急・西原迫 2 , 急・小
		松9,急・前畑5,急・宇中1,急・下段1,急・水頭2,
		急・水頭3,急・小原1,急・迫1,急・藤木1,急・高
		吉4, 急・坂ノ上2, 急・平3, 急・小松10, 急・前畑3,
		急・金丸1,急・金丸2,急・金丸3,急・金丸4,急・
		金丸5,急・小松2,急・山ノ後1,急・山ノ前1,急・
		小松3,急・大園1,急・大園2,急・上大園1,急・上
		大園2, 急・金丸6, 急・下水流1, 急・牧1, 急・牧2,
		急・牧ノ上1,急・仕明1,急・水頭1,急・西田1,急・
		畦原1,急・西ノ堀1,急・清水4,急・有木1,急・有
		木2, 急・前田4, 急・池川1, 急・小松4及び急・小松
		5
	肝付町	│急・倉1,急・倉2,急・津代1,急・鍋浦1,急・尾方│
		前1,急・尾方前2,急・尾方前3,急・尾方前4,急・
		川原瀬1,急・尾方前5,急・鍋浦2,急・鍋浦3,急・
		白木1, 急・倉3, 急・倉4, 急・丸山1, 急・山ノ口1,
		急・山ノ口2,急・平岩1,急・港山添1,急・上ノ小野
		1, 急・港山添2, 急・仁田山塩入1, 急・尾方前6, 急・
		大平見1,急・乙田1,急・乙田2,急・小野1,急・五
		橋1,急・乙田3,急・大平見2,急・大平見3,急・侍
		金1,急・侍金2,急・吉重1,急・上原1,急・上原2,
		急・上原3、急・上原4、急・上原5、急・五橋2、急・
		五橋3、急・大平見4、急・上原6、急・上原7、急・上
		原8,急・上原9,急・乙田4,急・吉重2,急・乙田5,
		急・上原10,急・上原11及び急・ふれあいの森1
土石流	志布志市	土・畑村釘1、土・畑村釘2、土・畑村釘3、土・畑村釘
		4, 土・畑村釘5, 土・畑村釘6, 土・内ノ野1, 土・山
1	I	x, x /M(1)(1)(), x /M(1)(1)(), x /1/ 四 1, x /川

	ノ前2及び土・山ノ前3
肝付町	土・鍋浦1,土・鍋浦2,土・白木1,土・尾方前1,土・
	尾方前2, 土・倉1, 土・丸山1, 土・山ノ口1, 土・平
	岩1, 土・港山添1, 土・上ノ小野1, 土・港山添2, 土・
	尾方前3, 土・尾方前4, 土・川原瀬1, 土・五橋1, 土・
	五橋2, 土・乙田1, 土・大平見1, 土・乙田2, 土・乙
	田3, 土・大平見2, 土・吉重1, 土・吉重2, 土・吉重
	3, 土・吉重4, 土・侍金1, 土・侍金2, 土・上原1,
	土・五橋3及び土・侍金5

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川 港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第79号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定により、次のとおり都市公園の供用を 開始する。

平成26年1月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 名称 鹿児島ふれあいスポーツランド
- 2 位置 鹿児島市
- 3 区域 別紙図面のとおり

(「別紙図面」は省略し、鹿児島県土木部都市計画課及び鹿児島地域振興局建設部 建設総務課に備え置いて縦覧に供する。)

4 供用開始の期日 平成26年2月1日

南薩地域振興局告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年1月28日

南薩地域振興局長 森秀樹

	事	業 所		松安左口	障害福祉		
	to the	=C + 114	to the	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス
	名 称	所 在 地	名 称	所在地	名	日	の種類
	霜出の里	南九州市知覧町	社会福祉法人休	南九州市知覧町	西 千秋	平成26年	共同生活
		西元4252番地1	道福祉会	東別府15635番		1月1日	援助
L				地			

公告

平成25年度行政書士試験合格者公告

行政書士法(昭和26年法律第4号)第3条の規定により実施した平成25年度行政書士試験の 合格者は、次のとおりである。

平成26年1月28日

		鹿児島県知事	伊藤祐一郎
受験番号	受験番号		受験番号
9110001	9110019		9110058
9110064	9110069		9110097
9110109	9110151		9120010
9120018	9120027		9120030
9120039	9120053		9120055
9120062	9120070		9120073

	鹿	児	島	県	公	報	平成26年1月28日 (火) 第2977号
9120097						9120108	9120135
9120151						9120174	9120205
9120208						9120223	9120229
9120230						9130009	9130038
9130048						9130060	9130082
9130099						9130100	9130107
9130127						9130132	9130146
9130152						9130154	9130169
9130180						9130194	9130208
9130227						9130228	9130241
9130246						9130312	9130342

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第5号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成26年1月28日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR萌えよ剣3-2400MX	タイヨーエレック株式	3P1122
		会社	
ぱちんこ遊技機	CRAフィーバースレイヤーズR	株式会社三共	3P1140
	EVOLUTION Y		
ぱちんこ遊技機	CR緋弾のアリアFPL	株式会社藤商事	3P1163
ぱちんこ遊技機	CR超シャカRUSH RED	マルホン工業株式会社	3P1174
回胴式遊技機	ヨシムネH2A4	株式会社大都技研	3S1093
回胴式遊技機	ビッグボーナスX64A	株式会社タイヨー	3S1100
回胴式遊技機	アレジンFSB	株式会社藤商事	3S1127
回胴式遊技機	御伽屋HANZO ZZ	タイヨーエレック株式	3S1188
		会社	